

接続検討の回答等への N-1 電制の本格適用の反映について

当社は、電力広域的運営推進機関が定める送配電等業務指針・N-1 電制ガイドラインへ N-1 電制の本格適用の反映がなされたことを受け、接続検討の回答へ N-1 電制の本格適用を反映いたします。また、N-1 電制の本格適用を反映した契約申込の受付を開始することをお知らせいたします（注 1）。

N-1 電制本格適用に関する詳細につきましては、以下のホームページにてご確認ください。

（注 1）国の審議会（注 2）では、契約申込の受付開始は N-1 電制に係る託送供給等約款の変更認可申請以降を基本とすることとされておりましたが、託送供給等約款の変更認可申請より先に準備が整ったことから受付を開始いたします。また、国の審議会（注 2）では、契約締結開始は託送供給等約款の変更認可以降とされておりますが、具体的な時期については別途お知らせします。なお、本格適用は変更後の託送供給等約款の実施をもって運用開始となります。

（注 2）2022年4月26日開催 第41回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会

電力広域的運営推進機関ホームページ
「かいせつ電力ネットワーク」

<https://www.occto.or.jp/grid/business/setsuzoku.html>